

# **大分市いじめ防止基本方針**

**平成26年3月  
大分市教育委員会  
(令和3年3月改定)**

# 大分市いじめ防止基本方針

## 目次

はじめに . . . . . 1

### 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義 . . . . . 2  
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 教育委員会が実施する施策 . . . . . 6  
2 学校が実施すること . . . . . 8

### 第3章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査 . . . . . 12  
2 市長による再調査及び措置 . . . . . 16

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項 . . . . . 16

平成 26 年 3 月 策定  
平成 30 年 2 月 改定  
令和 3 年 3 月 改定

## はじめに

いじめから全ての子どもを救い、心豊かで安全・安心な社会を作ることは、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、平成 25 年 9 月、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行され、同年 10 月には国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

大分市教育委員会は、「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識に立ち、これまで、「いじめを生まない学級・学校づくり」を基本とし、「大分市いじめ防止基本方針」（以下、「本市の基本方針」という。）の策定をはじめ、「大分市いじめ問題対応マニュアル」の作成、校務用ネットワークシステムを活用した教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築を図るなど、いじめ対策の取組を充実させてきた。

今回、本市のいじめ問題の実態やこれまでの学校の対応等の課題を踏まえ、一部内容を改定した。

この基本方針に示したいじめ防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、社会総がかりで連携していじめの問題へ取り組もうとするものである。

各学校においては、この基本方針に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行うとともに、いじめに関する校内研修の資料として活用するなど、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための取組を総合的かつ効果的に推進するものとする。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年 いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条）

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

（法第4条）

#### (2) 求められる責務

本市は、犯罪、いじめ、虐待その他の有害な環境及び事故から子どもを守り、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

（大分市子ども条例 第6条）

市は、子どもの育成に関し、次に掲げる責務を果たすものとする。

いじめ、虐待等により保護を要する子ども及び障害等により支援を要する子どもへの取組を推進すること。

（大分市子ども条例 第11条第3号）

#### ① 教育委員会の責務

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（法第7条）

#### ② 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（法第8条）

### ③ 保護者の責務等

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(法第9条第1、2、3項)

家庭は、子どもが育ち、成長し、基本的な生活習慣、社会規範等を学ぶ場として重要な役割を担っていることから、子どもに关心を持ち、互いに協力し合い、愛情を注ぎ、触れ合いを大切にする中で、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

(大分市子ども条例 第7条)

### (3) 基本的な認識

① いじめは、「人間として絶対に許されない、重大な人権侵害」である。

「いじめは子どもの尊厳を脅かす、卑劣な行為である」という認識に立ち、社会全体でいじめを許さない雰囲気を醸成することが大切である。

② いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題」である。

いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こりうる。また、誰もが「いじめを行う側」にも、「いじめを受ける側」にもなり得る。

③ いじめは、「発見が難しい問題」である。

いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるように見えることもある。また、いじめを受けた児童生徒は、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合もある。

④ いじめは、「学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域社会等が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

#### (4) 基本的な姿勢

##### ① 教育委員会

- ・ 大分市いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域社会等が一体となって、総合的・体系的にいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための取組を推進する。
- ・ いじめに関する相談体制の充実、学校や家庭、地域社会、関係機関との連携強化等、いじめの防止等に関する体制を整備する。
- ・ 学校におけるいじめの実態把握を行うとともに、いじめを認知した場合は、学校と一体となって、解決に向けて迅速かつ適切な対策を講じる。

##### ② 学校

学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

子どものいじめ、虐待等の早期発見及びその解決に向けた支援をすること。

開かれた学校等の推進により、家庭及び地域と連携協力を図ること。

（大分市子ども条例 第8条第3・6号）

- ・ 教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人が、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・ 児童生徒にしっかりと寄り添い、一人一人の状況を把握するとともに、児童生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要であり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目することが必要である。
- ・ 保護者や地域住民等とも信頼関係を構築し、いじめの防止等に係る情報を共有しながら未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

##### ③ 保護者

- ・ どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高めるよう努める。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・ 学校や地域の子どもと関わりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・ いじめを発見したり、いじめの疑いがあると思われる時は、速やかに学校等に通報または相談する。

##### ④ 地域社会

- ・ 地域の子どもは、地域で育てるこことを目指し、全ての子どもが健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・ いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

## (5) 基本的な対応

### ① 未然防止

学校は、教育活動全体を通して、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭、地域社会等に認識を広めるための普及啓発の取組を行う。

### ② 早期発見

学校は、いじめの定義に基づき、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。

また、学校、家庭、地域社会等が一体となって、児童生徒一人一人に寄り添いかかわる中で、児童生徒のささいな兆候やサインに気付く力を高めるとともに、教育委員会や関係機関等の相談機能も充実させ、児童生徒が不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。

### ③ 早期対応

学校は、教職員のいじめ事案に対処する資質向上に努めるとともに、連携体制を確立させ、いじめを認知した場合は、速やかに組織的に対応する。あわせて、保護者の理解、協力を得ながら早期解決を目指す。

いじめを受けている児童生徒やいじめを知らせた児童生徒に対しては、「いじめの被害を解消し、加害行為から絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめを行ったとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

## 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 教育委員会が実施する施策

#### (1) 教育委員会の取組

##### ① 教職員研修等の実施

- ・ 校長会、管理職等研修
- ・ いじめ・不登校等対応研修
- ・ 学校教育相談研修
- ・ 生徒指導連絡会
- ・ 人権・同和教育研修
- ・ 情報モラル研修 等

##### ② 校務用ネットワークシステムを活用した報告様式の活用

学校においていじめを認知した場合、校務用ネットワークシステムを活用した報告様式（以下「いじめ第一報・続報」という。）により、学校が認知した全てのいじめについて、教育委員会と学校が迅速かつ正確な情報共有を行い、「いじめの態様」、「現在の状況」、「学校の措置」などの情報を、速やかに学校と教育委員会とが共有する態勢を整えることにより、緊密な連携体制を構築する。

また、引継ぎシート等の活用により学年間や学校種間の引継ぎ・連携協力体制を整備する。

##### ③ 異なる学校間において、いじめに関わる問題が生じた場合は、学校相互間の連携協力体制を整備する。

常に生徒指導連絡会等で、迅速に情報交換や連絡のできる体制を確立しておく。

##### ④ スマートフォン・パソコン等の安全教室の実施

児童生徒、教職員及び保護者に対して、専門的な知識をもった講師等によるインターネットやSNSの安全な扱い方等、情報モラルに関する授業を行うことにより、学校・家庭・地域における情報モラル教育の推進を図る。

##### ⑤ 「いじめをなくすための啓発強化週間」の実施

学校と連携し、年2回（5月、12月）学校の年間指導計画に位置付け、各校の児童会や生徒会等による主体的な取組を促進する。

##### ⑥ いじめ防止に向けた交流会の実施

各校児童生徒代表者によるいじめ防止に向けた交流会等を開催し、全市でいじめを許さない雰囲気を醸成し促進する。

##### ⑦ 学校・家庭・地域社会等で協働して取り組む活動の推進

- ・ 道徳教育の充実
- ・ 家庭の教育力の強化
- ・ 地域での健全育成の推進
- ・ スクールロイヤー等によるいじめ防止授業の推進

**⑧ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、派遣による教育相談体制の充実**

児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止め、共感的に理解することができる教育相談体制を整備する。場合によっては、臨床心理士等を派遣し、心の緊急支援を行う。

**⑨ 「教育相談・特別支援教育推進室（エデュ・サポートおおいた）」、「子ども家庭支援センター」の周知**

児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備し、広報活動をする。

**⑩ 警察との連携**

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(法第23条第6項)

学校と警察等の関係機関が定期的に児童生徒等の現状について、情報共有を図り、連携して対応する。

**(2) 外部の専門家の活用**

教育委員会は、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うために、「いじめ・不登校等対策協議会」、「学校問題解決支援チーム」、教育委員会法律顧問を活用する。

**① 「いじめ・不登校等対策協議会」構成員**

・学識経験者　　・医師　　・臨床心理士　等

**② 「学校問題解決支援チーム」構成員**

・弁護士　　・医師　　・臨床心理士　等

**③ 教育委員会法律顧問**

・弁護士

## **2 学校が実施する取組**

### **(1) 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し**

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(法第13条)

学校は、国、県、市の基本方針を参酌し、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、必要に応じて見直しを行う。策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページや学校だより等を活用し、保護者や地域住民へ周知する。

### **(2) いじめ防止対策委員会の設置**

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(法第22条)

上記のいじめの防止等の対策のための組織を「いじめ防止対策委員会」という。

#### **① いじめ防止対策委員会の役割**

##### **ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施**

学校いじめ防止基本方針の策定や見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。

##### **イ いじめの相談・通報の受付**

いじめの疑いに係る情報があった時には緊急に委員会を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

#### **② 構成員**

校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事（生活指導主任）、教育相談担当、学年主任、養護教諭、学級担任、副担任、部活動担当 等

↑※事案に応じて参加

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、民生委員、医師、警察官経験者、スクールサポーター、学校運営協議会委員・学校評議員 等

※構成員については学校の実情に応じて決定する。

※いじめ防止対策委員会の機能性を高めるため、構成員全体の会議と事案発生時に緊急に開催する関係者の会議の実働体制を整えておく。

### (3) 学校の具体的な取組

#### **いじめの未然防止に関するこ**

##### **① 校内指導体制の確立**

いじめの重大性を教職員全員で認識し、対応については特定の教職員が抱え込むことなく、校長を中心に一致協力した組織的な指導体制を確立する。

##### **② 教職員の指導力の向上**

関係法令、「大分市いじめ問題対応マニュアル（改定版）」、学校いじめ防止基本方針等を効果的に活用した校内研修を行い、さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して、専門的知識に基づいた研修の充実を図る。

なお、管理職は、研修後、教職員のいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法や研修内容のさらなる改善・充実を図る。

##### **③ 人権意識や生命尊重の態度の育成**

人権・同和教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組、共感的人間関係等を育成する指導・支援を継続する。

##### **④ 豊かな人間性や社会性を育む道徳教育の充実**

学校の教育活動全体を通して、いじめを許さない心の基盤となる思いやり、規範意識や他者との協働性、公平・公正な心等の道徳性を育成する。

##### **⑤ 児童生徒の自己指導能力の育成**

「いじめをなくすための啓発強化週間（5月、12月）」を年間指導計画に位置付け、児童会・生徒会活動等を通していじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を計画的に行い、指導・支援する。

また、各校児童生徒代表者がいじめ防止に向けた交流会等に参加し、いじめの未然防止に向けた学校の取組を促進する。

##### **⑥ 学校いじめ防止基本方針の周知**

いじめに関する問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等について、学校ホームページや学級懇談会等で明確に提示し、保護者や地域社会の理解を得るとともに、多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようとする。

##### **⑦ 学校いじめ防止基本方針による取組の評価**

学校は、学校いじめ防止基本方針による取組の状況について、いじめ防止対策委員会を主体として計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるなど、いじめに対する教職員の問題意識を高める。

##### **⑧ 家庭・地域社会、関係機関との連携強化**

保護者や地域住民が参画する学校運営協議会制度や、地域の「子育てネットワーク」等を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## いじめの早期発見に関するこ

### ① 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報共有できる工夫（校務用ネットワークを使った迅速かつ的確な情報交換等）を行う。

また、引継ぎシート等を活用し、学年間や学校種間で事案の指導の経過や保護者の意向等の引継ぎを行う。

### ② 定期的なアンケート調査や個人面談の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用等により、きめ細かな把握に努める。

### ③ 教育相談体制の整備

児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。またその充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。

### ④ 相談機関等の周知

「教育相談・特別支援教育推進室（エデュ・サポートおおいた）」、「大分市子ども家庭支援センター」等、学校以外の相談窓口について、周知を継続的に行う。

## いじめの早期対応に関するこ

### ① いじめの発見や相談を受けたときの対応

いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、正確な事実関係の把握に努め、保護者等と協力して対応する体制を整える。

### ② 組織的な対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ防止対策委員会へ報告し、その情報を共有する。その後は、いじめ防止対策委員会が指導・支援体制を組み、校長の積極的なリーダーシップのもと対応の組織化を図る。

また、「いじめ第一報・続報」により、事案の発生とその後の状況について速やかに教育委員会に報告するとともに、学校の対応については隨時、記録に残す。

### ③ いじめの事実調査

アンケート調査や個人面談等を実施し、その結果をもとに、付随又は新たないじめ事案の有無や、当該いじめ事案の周囲の児童生徒の影響等について把握する。

### ④ いじめを受けた児童生徒やその保護者への対応

事実関係の聴取を行い、心のケアや徹底して守り通すための対応を行う。正確な情報を保護者に伝え、学校の対応について隨時共有するとともに、意向を聴き取る。あわせて、いじめを受けた児童生徒に寄り添える体制を作る。

## **⑤ いじめを行った児童生徒やその保護者への対応**

学校は事実関係を明確にするとともに速やかにいじめをやめさせ、いじめを行った児童生徒にも心理的孤立感等を与えないような教育的配慮の下、再発防止の措置をとる。正確な情報を保護者へ伝え、継続的な助言や支援を行う。

## **⑥ 集団への働きかけや継続的指導**

学校は、いじめを抑止し、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。いじめが解消したと判断できる場合にも、いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを認識して、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

## **⑦ インターネット上のいじめへの対応**

インターネット上のいじめについては、被害の拡大を避けるため、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

なお、パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての必要な啓発を図る。

第3章 重大事態への対処

## 1 重大事態の発生と調査

## （1）重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(法第28条第1項第1号)

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(法第28条第1項第2号)

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

- ・ 不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

\*平成29年「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照

## (2) 重大事態の報告 <学校が重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う>

学校⇒教育委員会⇒市長 ※フロー図（P. 13）参照

### (3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、いじめの事実の全容解明、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に資するために行う。

調査は、学校が主体となって行うが、教育委員会が主体となって行う場合もある。教育委員会が主体となって行う場合とは、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合をいう。

#### (4) 調査を行うための組織

- ### ① 学校が調査主体となる場合

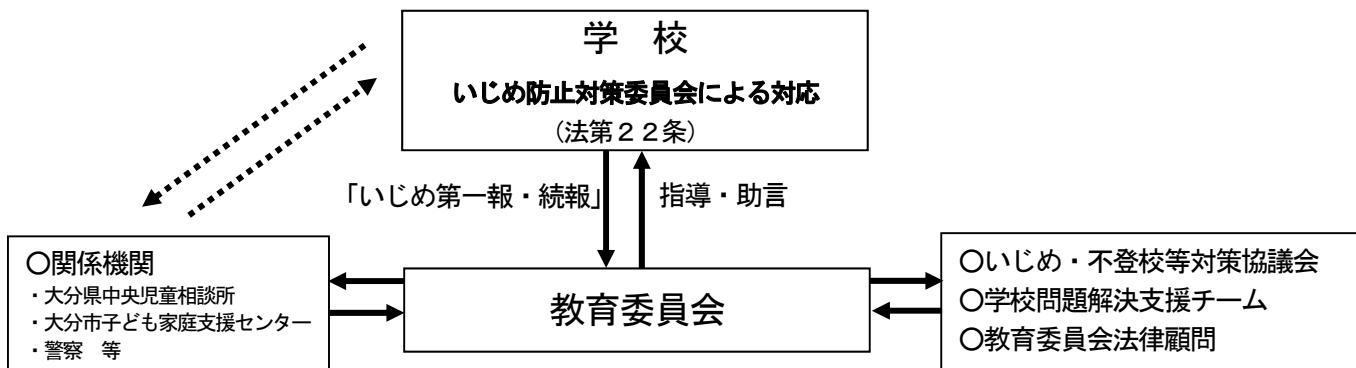
学校設置のいじめ防止対策委員会を母体として調査を行う。

- ## ② 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が設置した「大分市いじめ問題第三者調査委員会」が調査を行う。

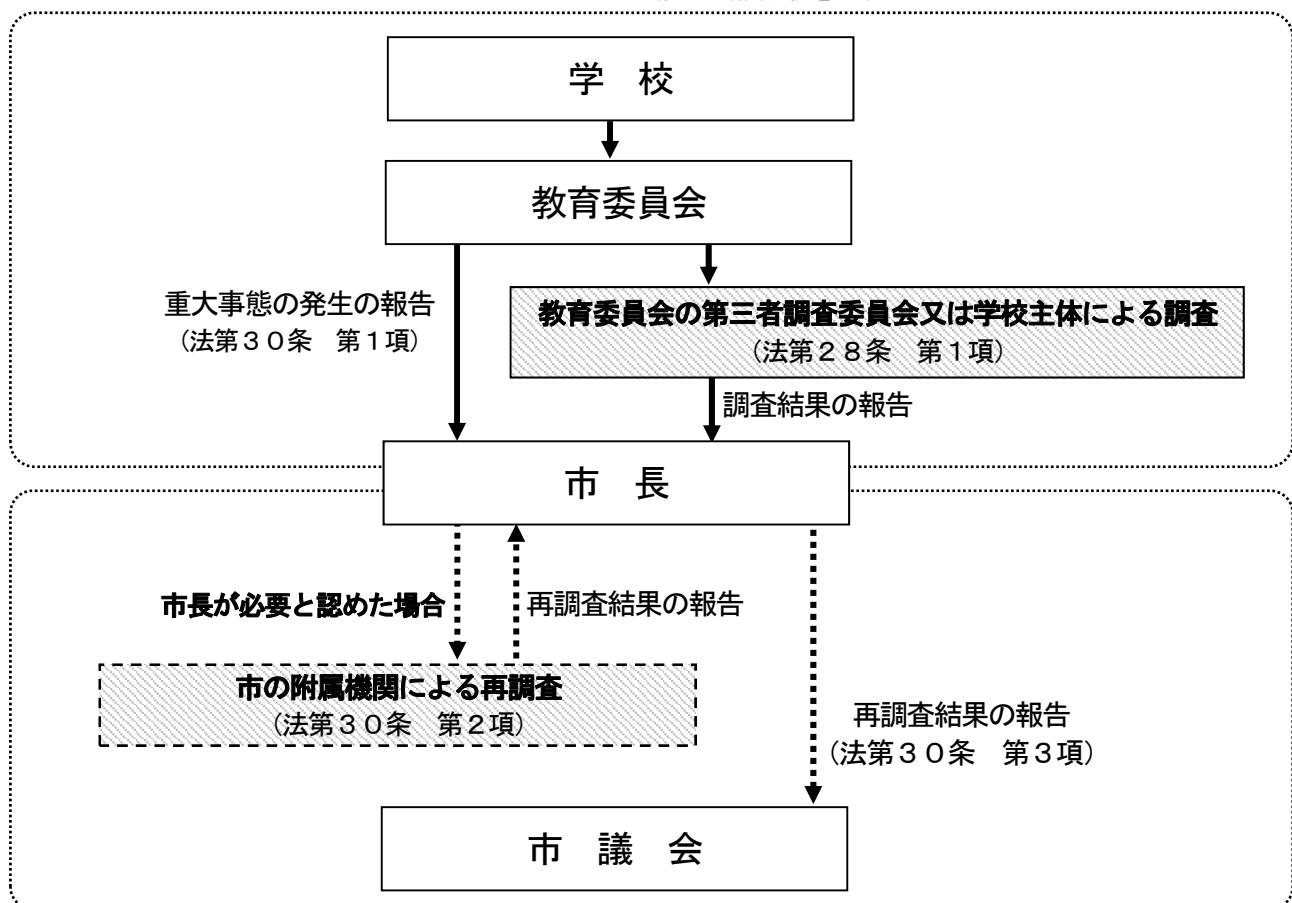
## いじめ事案（重大事態発生時）の対応 概要フロー

### 《いじめの事案発生時》



### 《いじめの重大事態発生時》

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合



※ ( ) 内は「いじめ防止対策推進法」の条項を示す。

## (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為について、以下の事実関係を明確にする。

- ・いつ（いつ頃から）か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情は何か
- ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校・教職員がどのように対応したか

次のような場合の留意点は以下のとおりである。

### いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取りをする。
- ② 児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- ③ いじめを行った児童生徒については、調査による事実関係の確認をするとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- ④ いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ⑤ これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性をふまえて、教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

### いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

#### <いじめを受けた児童生徒が入院等で面会ができない場合>

- ① いじめを受けた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し着手する。
- ② 調査方法としては、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査が考えられる。

#### <いじめを受けた児童生徒が死亡した場合>

事後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族に十分配慮しながらその死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して行う。

- ① 遺族の要望・意見を十分聴き取る。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。  
その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておく。

- ④ 資料や情報は、できる限り偏りなく多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ⑤ 教育委員会は、学校と協力し、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ⑥ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言等を参考にする。
- ⑦ 亡くなった児童生徒の学校に対し、指導主事や臨床心理士等を派遣し、心の緊急支援を行う。内容によっては、大分県こころの緊急支援チーム（CRT）の派遣を申請する。

※平成26年「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」参照

#### （6）その他留意事項

教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、場合によっては、いじめを行った児童生徒の出席停止措置を講じたり、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

#### （7）調査結果の提供及び報告

- ① 調査結果について速やかに報告を行う。

学校⇒教育委員会⇒市長

※フロー図（P. 13）参照

- ② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

#### 【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護や、関係者の個人情報に十分配慮し、調査により明らかになった事実関係について説明する。
- ・ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が事前に必要である。

## **2 市長による再調査及び措置**

### **(1) 市長による再調査及び機関の設置**

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(法第30条第1, 2項)

- ① 市の調査機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- ② 構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進歩状況等及び調査結果を説明する。

### **(2) 再調査の結果をふまえた措置等**

地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(法第30条第5項)

## **第4章 その他のいじめの防止等のための対策に関する事項**

教育委員会は、国や県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、教育委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに、改定していくこととする。